

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 1月26日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 海野 典夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1番8号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-5157-5530

【届出の対象とした募集（売出）内国 新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド  
投資信託受益証券に係るファンドの  
名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国 継続募集額 上限1,000億円  
投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

午後3時まで、取得申込みが行われかつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成22年1月27日から平成23年1月25日まで

平成23年1月26日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（10）【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の

場合は、（４）に記載される委託会社の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が  
税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法がありま  
す。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には、手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコース  
をお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合  
や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお  
申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむ  
を得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益  
権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す  
場合があります。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条  
第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（以下同じ。）。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」  
に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし  
ます。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事

項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
		不動産投信
		その他資産
	内外	( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### < 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信・・・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含、日本)		

大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
債券	年 4 回			
一般	年 6 回	北米	ファミリーファンド	あり
公債	(隔月)	欧州		( )
社債				
その他債券	年 1 2 回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
不動産投信	日々			
		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券(株式(一般)))				
資産複合		中近東		
( )		(中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式（一般）））

- ・ 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券
- ・ （投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回

- ・ 目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する
- ・ 旨の記載があるものをいいます。
- ・

- ア ジ ア
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による
  - ・ 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨
  - ・ の記載があるものをいいます。
- ファンド・オブ・ファンズ
- ・ 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定する
  - ・ ファンド・オブ・ファンズをいいます。
  - ・
- な し
- ・ 目論見書または投資信託約款において、原則として為替
  - ・ のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替の
  - ・ ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

### 信託金限度額

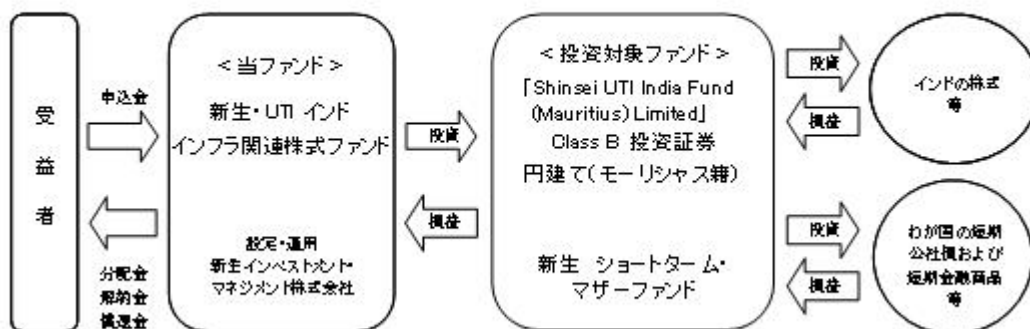
委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### ファンドの特色

- 1.当ファンドは、主として外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券（以下「投資先ファンド」という場合があります。）に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

#### <ファンドの仕組み>



- ・ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。

- ・ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

2. 当ファンドは、主としてインドの証券取引所に上場しているインフラ関連株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

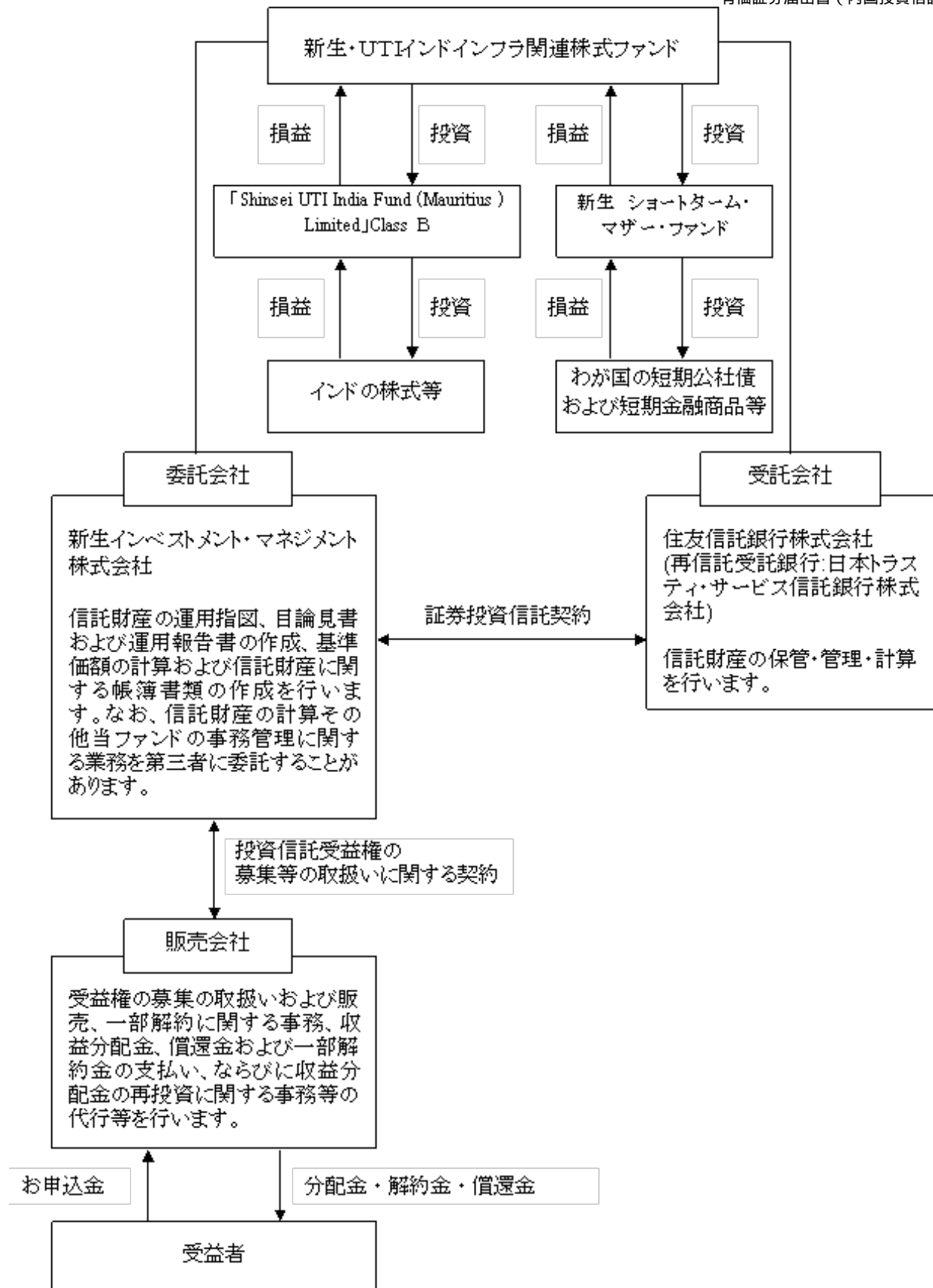
当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式を投資対象とし、直接投資に加えて預託証券を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

### 3. UTIグループによる運用

- ・ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券は、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。
- ・ UTIグループは、1963年にインドで最初に設立された40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ・ UTIグループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

#### (2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受

託会社（住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

## 2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

### 委託会社の概況

#### 1) 資本金

4億9,500万円（平成21年11月末日現在）

#### 2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

#### 3) 大株主の状況

（平成21年11月末日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	9,900	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れ

る銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。  
投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。  
投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。  
資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## （２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて特定資産は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券
- 2) 証券投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
- 3) 短期社債等およびコマーシャル・ペーパー
- 4) 指定金銭信託の受益証券

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託

## 3) コール・ローン

## 4) 手形割引市場において売買される手形

## &lt;投資対象ファンドの概要&gt;

## 1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインドのインフラストラクチャー(*1)関連事業を営む企業の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証書(*2)を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの 関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	<p>1. 主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する、インドのインフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。</p> <p>2. マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。</p> <p>* 当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。</p>	
手数料等	<p>申込手数料はかかりません。</p> <p>運用報酬および管理報酬等は年率0.8%（上限）です。</p>	
決算日	毎年3月31日	

(\*1) インフラストラクチャー（infrastructure）とは「社会基盤」という意味で、「イ

ンフラ」と略すことがあります。道路・鉄道や空港・港湾などの交通・物流、電力・ガスなどのエネルギー供給、上下水道・都市基盤や通信など多岐にわたります。

（\*2）預託証書とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証書は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

（注）運用報酬および管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

## 2）新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

## （3）【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割 ・ 機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割 ・ 機 能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。</li> <li>投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。</li> </ul>
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記体制等は平成21年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

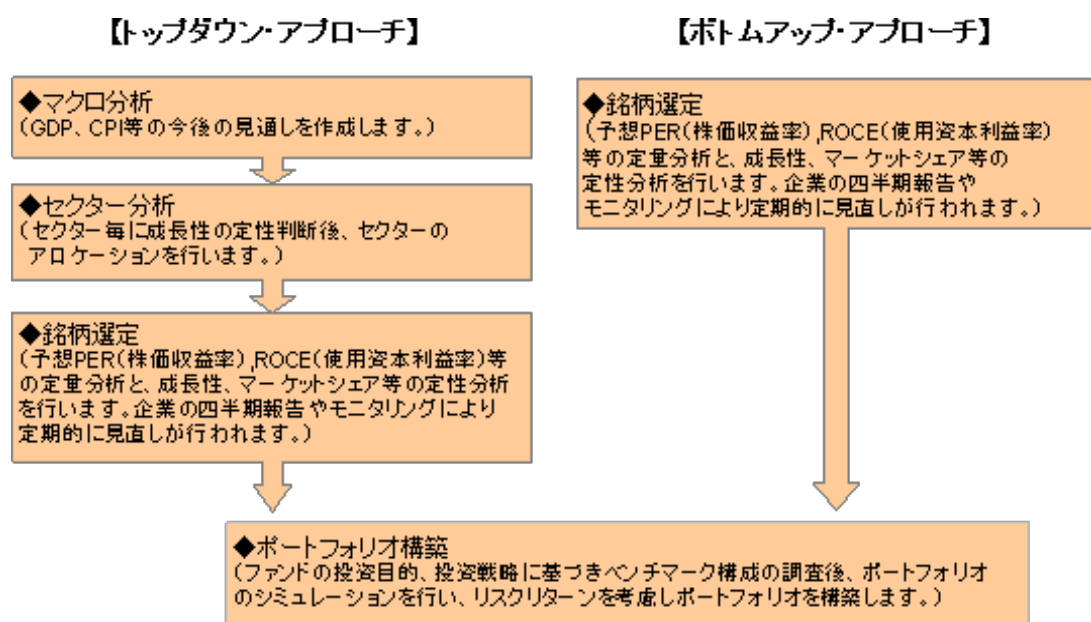
UTIアセットマネジメント社

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています（人

員は、平成21年11月末日現在）。

証券リサーチ部門	10名
ファンドマネジメント部門	16名
ポートフォリオマネジメント部門	20名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

## 投資プロセス



上記体制等は平成21年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【配分方針】

### 収益配分方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### 2) 分配対象額についての配分方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### 収益分配金の支払い

##### 「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。支払いは販売会社において行います。

##### 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

#### （5）【投資制限】

##### 投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意事項

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

##### 価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

## 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

## カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可

能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

## 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

## その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

### 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li> <li>・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li> </ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li> <li>・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li> </ul>

### 2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプ

ライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

#### UTIアセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は平成21年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額）（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はかかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

### （３）【信託報酬等】

#### 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.197%（税抜1.14%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

#### 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。（括弧内は税抜です。）

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
（1.14%）	（0.39%）	（0.70%）	（0.05%）

投資先ファンドの運用報酬（年率0.7%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.897%程度です。

#### 信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヶ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われません。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《参考》

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class Bに係る手数料について

- （１）申込手数料                    申込手数料はかかりません。
- （２）換金（解約）手数料        換金（解約）手数料はかかりません。
- （３）運用報酬

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産総額に対し0.70%
----------	-----------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.197％）に、投資先ファンドの運用報酬（年率0.70％）を加えた、受益者が実質的に負担する信託（運用）報酬率の概算値は以下の通りです。（申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。）ただし、この値はあくまでも実質的な信託（運用）報酬の目安であり、投資先ファンドの組入状況によっては、実質的にご負担いただく信託（運用）報酬は変動します。

全体としての実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値
-------------------------------

年1.897％ 程度
------------

#### （４）その他の手数料等

##### 管理事務代行会社報酬（年率）

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し0.07％
------------	-----------------------

##### 保管会社報酬（年率）

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産総額に対し0.03％
--------	-----------------------

当初のファンド設定費用：約105万円

（当該費用は当初5年間で償却します。）

年額約21万円

##### その他の費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等

その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

#### 新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

## （５）【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

### <普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- （１）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### <個別元本>

各受益者の買付時の受益権の基準価額（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

### <個人投資家の場合>

#### （１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### （２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との通算が可能です。

#### < 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は平成21年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	2,004,783,899	97.65
親投資信託受益証券	日本	20,143,020	0.98
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		28,165,761	1.37
合計(純資産総額)		2,053,092,680	100.00

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 1) 評価額上位銘柄明細

国 / 地 域	種 類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モ   リ シ ャ ス	投 資 証 券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius)Limited Class B	3,384,453.772	667	2,257,701,422	592.3508	2,004,783,899	97.65
日 本	親 投 資 信 託 受 益 証 券	新生 ショートターム ・マザーファンド	19,876,673	1.0133	20,141,032	1.0134	20,143,020	0.98

## 2) 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		97.65
親投資信託受益証券		0.98
合計		98.63

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

平成21年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の

推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時 (平成20年2月29日)	1,892		1.0000	
第1期計算期間末 (平成20年10月27日)	949	949	0.3378	0.3378
第2期計算期間末 (平成21年10月26日)	2,375	2,375	0.6715	0.6715
平成20年11月末日	933		0.3313	
平成20年12月末日	989		0.3486	
平成21年1月末日	877		0.3075	
平成21年2月末日	892		0.3112	
平成21年3月末日	929		0.3215	
平成21年4月末日	1,189		0.4018	
平成21年5月末日	1,746		0.5792	
平成21年6月末日	2,061		0.6189	
平成21年7月末日	2,125		0.6145	
平成21年8月末日	2,269		0.6331	
平成21年9月末日	2,285		0.6403	
平成21年10月末日	2,133		0.6031	
平成21年11月末日	2,053		0.5973	

\* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

#### 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成20年2月29日～平成20年10月27日)	
第2期計算期間 (平成20年10月28日～平成21年10月26日)	

#### 【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1期計算期間 （平成20年2月29日～平成20年10月27日）	66.2
第2期計算期間 （平成20年10月28日～平成21年10月26日）	98.8

\* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（参考）

「新生ショートターム・マザーファンド」の平成21年11月末日現在の運用状況です。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	429,885,350	99.72
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,215,304	0.28
合計(純資産総額)		431,100,654	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1）評価額上位銘柄明細

国／地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第67回国庫短期証券	国債証券	2010年2月22日	250,000,000	99.96	249,903,500	99.96	249,916,750	57.97
日本	第61回国庫短期証券	国債証券	2010年1月25日	140,000,000	99.96	139,944,140	99.97	139,969,480	32.47
日本	第51回国庫短期証券	国債証券	2009年12月7日	40,000,000	99.96	39,985,680	99.99	39,999,120	9.28

## 2) 種類別および業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.72
合計		99.72

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6 【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続等

## 取得申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。

2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

## 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

## 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

## コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 「一般コース」

お申込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みください。

### 「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

## 申込価額と金額

- 1）受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2）取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3）お申込金額は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

## 申込手数料

- 1）取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2）収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取消すことができます。

## （2）換金（解約）手続等

### 換金の請求

- 1）販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2）原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

#### 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

#### 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。

2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

#### 1) 基準価額の算定

イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### 2) ファンドの主な投資対象の評価基準

イ) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

ロ) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

ハ) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券  
基準価額計算日の基準価額で評価します。

ニ) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信相場の仲値によって計算します。

ホ) 予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客電信先物相場の仲値によるものとします。

#### 3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日） 9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### 保管

該当事項はありません。

#### 信託期間

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

#### 計算期間

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### その他

##### 1) 信託の終了（繰上償還）

イ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- ）受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ）やむを得ない事情が発生したとき

ロ) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

ハ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。
- ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

ニ) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

## 2) 償還金について

イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)から受益者に支払います。

ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

## 3) 信託約款の変更など

イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合(以下「併合」といいます。)を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

ロ) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。(後述の「書面決議」をご覧ください。)

ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

## 4) 書面決議

イ) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

ロ) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

ハ) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ニ) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

ホ) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。

ヘ) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## 5) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

6) 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

7) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金受領権

解約請求権

帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

新生・UT Iインドインフラ関連株式ファンド  
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年10月27日現在)	第2期 (平成21年10月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	45,813,557	60,298,019
投資証券	896,064,959	2,321,741,670
親投資信託受益証券	20,083,390	20,141,032
未収利息	464	82
流動資産合計	961,962,370	2,402,180,803
資産合計	961,962,370	2,402,180,803
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	8,770,674	13,979,088
未払受託者報酬	166,732	525,641
未払委託者報酬	3,634,759	11,459,102
その他未払費用	202,020	524,888
流動負債合計	12,774,185	26,488,719
負債合計	12,774,185	26,488,719
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,810,181,150	3,537,748,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,860,992,965	1,162,056,289
純資産合計	949,188,185	2,375,692,084
負債純資産合計	961,962,370	2,402,180,803

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第2期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	117,770	27,173
有価証券売買等損益	1,923,851,651	1,027,734,353
営業収益合計	1,923,733,881	1,027,761,526
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	819,234	780,456
委託者報酬	17,859,250	17,013,911
その他費用	787,495	1,049,776
営業費用合計	19,465,979	18,844,143
営業利益又は営業損失( )	1,943,199,860	1,008,917,383
経常利益又は経常損失( )	1,943,199,860	1,008,917,383
当期純利益又は当期純損失( )	1,943,199,860	1,008,917,383
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	178,604,219	97,695,668
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	1,860,992,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,252,221	374,481,991
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,252,221	374,481,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,649,545	586,767,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,649,545	586,767,030
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,860,992,965	1,162,056,289

[次へ](#)

## &lt;注記表&gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第 2 期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日に知りうる直近の 日の基準価額に基づいて評価して おります。	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日に知りうる直近の 日の基準価額に基づいて評価して おります。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日における親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年10月26日から翌年10月25日 までとしておりますが、第1期計算 期間は期首が設定日及び当期間末日 及びその翌日が休業日のため、平成 20年2月29日から平成20年10月27日 までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年10月26日から翌年10月25日 までとしておりますが、第2期計算 期間は前計算期間末日及びその翌 日、並びに当計算期間末日が休業日 のため、平成20年10月28日から平成 21年10月26日までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。
- 2) 上記1)の申請のある場合には、上記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 上記1)の振替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし社振法に定めるところにしたがい、一定日

現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成20年2月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込(販売)手続等】

##### 取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

##### 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

##### コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

#### 「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

#### 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

#### 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

#### 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

#### 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までには、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい

当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

モーリシャスの銀行休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

インドのナショナル証券取引所の休業日

#### 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消すことができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準

価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

###### ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class B投資証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券  
基準価額計算日の基準価額で評価します。

3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

4) 予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客電信先物相場の仲値によるものとします。

###### 基準価額の算出頻度と公表

1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

2) 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「インフラ」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

( 2 ) 【保管】

該当事項はありません。

( 3 ) 【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

( 4 ) 【計算期間】

原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

( 5 ) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

1 ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2 ) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3 ) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4 ) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）から受益者に支払います。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

#### 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受

益者に対して交付します。

関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年2月29日（設定日）から平成20年10月27日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第2期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 1【財務諸表】

新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成20年10月27日現在)	第 2 期 (平成21年10月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	45,813,557	60,298,019
投資証券	896,064,959	2,321,741,670
親投資信託受益証券	20,083,390	20,141,032
未収利息	464	82
流動資産合計	961,962,370	2,402,180,803
資産合計		
	961,962,370	2,402,180,803
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	8,770,674	13,979,088
未払受託者報酬	166,732	525,641
未払委託者報酬	3,634,759	11,459,102
その他未払費用	202,020	524,888
流動負債合計	12,774,185	26,488,719
負債合計		
	12,774,185	26,488,719
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,810,181,150	3,537,748,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,860,992,965	1,162,056,289
純資産合計	949,188,185	2,375,692,084
負債純資産合計	961,962,370	2,402,180,803

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 （自平成20年 2月29日（設定 日） 至平成20年10月27日）	第 2 期 （自平成20年10月28日 至平成21年10月26日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	117,770	27,173
有価証券売買等損益	1,923,851,651	1,027,734,353
営業収益合計	1,923,733,881	1,027,761,526
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	819,234	780,456
委託者報酬	17,859,250	17,013,911
その他費用	787,495	1,049,776
営業費用合計	19,465,979	18,844,143
営業利益又は営業損失（ ）	1,943,199,860	1,008,917,383
経常利益又は経常損失（ ）	1,943,199,860	1,008,917,383
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,943,199,860	1,008,917,383
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	178,604,219	97,695,668
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	1,860,992,965
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,252,221	374,481,991
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,252,221	374,481,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	111,649,545	586,767,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	111,649,545	586,767,030
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,860,992,965	1,162,056,289

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第2期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日に知りうる直近の 日の基準価額に基づいて評価して おります。	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日に知りうる直近の 日の基準価額に基づいて評価して おります。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。時価評価にあたって は、計算期間末日おける親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年10月26日から翌年10月25日 までとしておりますが、第1期計算 期間は期首が設定日及び当期間末日 及びその翌日が休業日のため、平成 20年2月29日から平成20年10月27日 までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年10月26日から翌年10月25日 までとしておりますが、第2期計算 期間は前計算期間末日及びその翌 日、並びに当計算期間末日が休業日 のため、平成20年10月28日から平成 21年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年10月27日現在)	第2期 (平成21年10月26日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	2,810,181,150口	3,537,748,373口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6第10号に規定する額 元本の欠損	1,860,992,965円	1,162,056,289円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3378円 (3,378円)	0.6715円 (6,715円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第2期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)

<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(27,141円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(15円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は27,156円(1口当たり0.000007円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>同左</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第2期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成20年2月29日(設定日) 至平成20年10月27日)	第2期 (自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
該当事項はありません。	同左

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成20年10月27日現在)	第2期 (平成21年10月26日現在)
期首元本額	1,892,815,358円	2,810,181,150円
期中追加設定元本額	1,565,994,489円	1,329,513,063円
期中一部解約元本額	648,628,697円	601,945,840円

## 2 有価証券関係

## 第1期(平成20年10月27日現在)

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	896,064,959	1,796,644,116
親投資信託受益証券	20,083,390	57,641
合計	916,148,349	1,796,586,475

第2期（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	2,321,741,670	1,006,457,457
親投資信託受益証券	20,141,032	57,642
合計	2,341,882,702	1,006,515,099

## 3 デリバティブ取引関係

第1期 （自平成20年2月29日（設定日） 至平成20年10月27日）	第2期 （自平成20年10月28日 至平成21年10月26日）
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	3,480,416.537	2,321,741,670	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	19,876,673	20,141,032	
合計		23,357,089.537	2,341,882,702	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## <参考>

本書の開示対象ファンド（新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」といいます。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B 投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券です。同外国投資信託の計算期間末日(平成21年3月31日)時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

（注）上記財務書類は連結ベースです。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

[次へ](#)

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年10月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,118,421
国債証券	429,927,510
未収利息	1
流動資産合計	431,045,932
資産合計	431,045,932
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	425,409,081
剰余金	
剰余金	5,636,851
純資産合計	431,045,932
負債純資産合計	431,045,932

### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年10月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	425,409,081口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0133円 (10,133円)

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年10月28日 至平成21年10月26日)
--------------------------------

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成20年10月28日  
至平成21年10月26日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成21年10月26日現在)
同計算期間の期首元本額	618,081,693円
同計算期間中の追加設定元本額	4,946,088円
同計算期間中の一部解約元本額	197,618,700円
同計算期間末日の元本額	425,409,081円
上記元本額の内訳	
新生・U T I インドファンド	300,568,055円
新生・フラトンV P I Cファンド	104,964,353円
新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

（平成21年10月26日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	429,927,510	84,190
合計	429,927,510	84,190

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年12月11日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

（自平成20年10月28日  
至平成21年10月26日）

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、  
該当事項はありません。

（3）附属明細表

（平成21年10月26日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 （償還年月日）
----	----	---------	--------	---------------

国債証券	第47回国庫短期証券	250,000,000	249,983,750	2009年11月16日
	第51回国庫短期証券	40,000,000	39,994,440	2009年12月7日
	第61回国庫短期証券	140,000,000	139,949,320	2010年1月25日
合計		430,000,000	429,927,510	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社

## 2009年3月31日会計年度の財務諸表

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

## 企業データ

---

		任命日	退任日
取締役：	Mr. Sanjay Sachdev	2006年12月 7 日	
	Mr. Upendra Kumar Sinha	2006年12月 7 日	
	Mr. Dilip Gooljar (Reappointed)	2007年12月12日	
	Mr. Gyanandsing Prayagsing	2007年11月27日	2009年3月20日
	Mr. Anil Sharma	2009年 3 月20日	
書記：	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited 4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
登記上の本社：	4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
監査人：	Ernst & Young Level 20, Newton Tower Sir William Newton Street Port Louis Mauritius		

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

## 取締役報告書

当社の取締役は2009年3月31日に終了した会計年度における新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当社」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

## 主要な事業活動

当社の主要事業活動は投資保有事業であります。当社は当期にその活動を行いました。

## 収益および配当

当期の収益は損益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません。

## 財務報告書に関する取締役の責任

当社の取締役は、国際財務報告基準と2001年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当社の2009年3月31日における貸借対照表、2009年3月31日に終了した会計年度の損益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みます。

取締役は、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことに責任を負っております。

取締役は、当社が継続企業として存続できるか否かの評価を行っており、当社が今後一年間、引き続き継続企業であり続けるものと思料いたします。

## 監査人

監査人であるErnst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

---

取締役

日付： 2009年8月31日

**新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社****2001年会社法166項（d）に基づく会社書記証明**

---

当会社書記は、知り且つ信ずる限りにおいて、当会社が会社登記官に対して2009年3月31日に終了した会計年度において2001年会社法に基づいて新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社が要求される全ての結果報告を提出したことを証明いたします。

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited

会社書記

登記上の本社

4<sup>th</sup> floor, Barkly Wharf East

Le Caudan Waterfront

Port Louis

Mauritius

日付： 2009年8月31日

ERNST & YOUNG

**新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への  
独立監査法人の報告書**

---

**財務諸表に関する報告**

当監査法人は、当財務諸表に記載された、2009年3月31日現在における貸借対照表および同日に終了した事業年度に関する損益計算書、株主資本変動報告書およびキャッシュフロー報告書、並びに重要な会計方針および他の注記により構成される、新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社の財務諸表を監査した。

**財務諸表に関する取締役の責任**

取締役は、財務諸表を国際財務報告基準並びに2001年会社法の要求に則って作成、かつ適正に表示する責任を負っている。この責任には、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

**監査法人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当たって、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当会社の財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積りの合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

## 意見

当監査人の見解によれば、当財務諸表に表示された財務諸表は、国際財務報告基準に従い、且つ2001年会社法の要求を遵守し、当会社の2009年3月31日現在の財務状況および同日に終了した事業年度の業績並びにキャッシュフローを真正且つ公正に表示していると認められる。

## その他の事項

本監査報告書は、2001年会社法205条に従って、集団としての当会社の株主のためにのみ作成されたものである。当監査法人による監査は、当監査法人が監査報告書において表明することを要求されている事項を当会社の株主に対して表明するために行われたもので、他の目的をもって行われたものではない。法律上許容される範囲内において、監査作業、本報告又は当監査法人が形成した意見に関し当会社および当会社の株主以外の何人に対しても責任を負うものではない。

## 他の法的小および規制条件に関する報告

### 2001年会社法

当監査法人は監査法人としての資格並びに通常の業務上行う商業ベースの取引を除いて、当会社と関係は無く又は当会社に対して利害関係を持つものではない。

当監査法人は、当監査法人が要求した全ての情報を入手し且つ説明を受けた。

当監査法人の見解によれば、当監査法人の記録の調査において判明する限りにおいて、適切な会計上の記録が当会社により保管されていたと認められる。

Ernst & Young  
Port Louis,  
Mauritius

Daryl Csizmadia, C.A. (S.A.)  
Signing Partner

日付：2009年8月31日

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

### 貸借対照表

(2009年3月31日現在)

	注記	2009年 日本円	2008年 日本円
<b>資産</b>			
現金および現金同等物	7	1,508,143,702	2,583,754,250
売掛金およびその他未収金	6	50,389,818	129,372,740
売買目的投資	5	15,297,944,506	37,581,809,960
<b>総資産計</b>		<b>16,856,478,026</b>	<b>40,294,936,950</b>
<b>株主資本および負債</b>			
<b>流動負債</b>			
支払および他の債務	8	15,957,850	163,778,743
総負債(償還可能優先株の保有者に帰属する純資産を除く)		15,957,850	163,778,743
償還可能優先株の保有者に帰属する純資産	10	16,840,420,176	40,131,058,207
議決権付株式	9	100,000	100,000
<b>株主資本および負債計</b>		<b>16,856,478,026</b>	<b>40,294,936,950</b>
償還可能優先株数		45,163,698	40,827,825
償還可能1優先株当たり純資産価格	10	372.88	982.93
クラスA1口当たり純資産価格		376.29	985.18

クラスB 1口当たり純資産価格	322.03	946.02
-----------------	--------	--------

これら財務諸表は2009年8月31日の取締役会で承認された。

取締役の名前 署名

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

### 損益計算書

(2009年3月31日に終了した会計年度)

	注記	2009年3月31日に 終了した会計年度	2008年3月31日に 終了した会計年度
		日本円	日本円
<b>収入</b>			
配当収入		276,658,175	225,534,071
<b>費用</b>			
管理事務代行および評価手数料		18,601,872	34,871,737
運用報酬		212,488,104	347,781,412
設定費用		-	1,047,769
保管報酬		8,622,383	14,978,712
監査報酬		1,955,542	895,621
登記手数料		34,358	27,263
納税手数料		-	105,622
ライセンス・フィー		270,500	163,575
専門家手数料		-	522,566
取締役経費		-	213,514
保険料		2,033,536	
その他費用		1,673,315	
銀行費用		125,351	437,843
費用計		245,804,961	401,045,634
営業利益/(損失)		30,853,214	(175,511,563)

## 投資の実現・未実現利益:

投資の処分に関する純実現（損失）/利益	(3,191,222,716)	4,208,383,196
外国為替に関する実現・未実現損失	(1,599,966,960)	(4,135,421,497)
投資評価損	(2,620,458,816)	-
投資に関する純（損失）/利益	(7,411,648,492)	72,961,699
税引前損失	(7,380,795,278)	(102,549,864)
法人税	11	-
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属する純資産の純減	(7,380,795,278)	(102,549,864)

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 新生・UTIインドファンド（モーリシャス）株式会社

### 株主資本変動報告書

(2009年3月31日に終了した会計年度)

	クラス A 株式	クラス B 株式	2009年 合計	2008年 合計
	日本円	日本円	日本円	日本円
<b>営業上の純資産の増加</b>				
当期純損失	(6,986,671,952)	(394,123,326)	(7,380,795,278)	(102,549,864)
投資の再評価に関する純未実現（損失）/利益	(19,557,480,727)	(1,432,362,026)	(20,989,842,753)	2,174,880,748
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属する純資産の増減額	(26,544,152,679)	(1,826,485,352)	(28,370,638,031)	2,072,330,884
<b>株式資本取引</b>				
償還後の株式発行	383,466,035	50,121,185	433,587,220	533,742,452
償還後の株式プレミアム	4,166,533,965	479,878,815	4,646,412,780	4,506,257,548

純資産の純増	(21,994,152,679)	(1,296,485,352)	(23,290,638,031)	7,112,330,884
当期末の純資産	37,918,672,740	2,212,385,467	40,131,058,207	33,018,727,323
当期末の純資産	15,924,520,061	915,900,115	16,840,420,176	40,131,058,207

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

### キャッシュフロー報告書

(2009年3月31日に終了した会計年度)

	自2008年4月 1 日 至2009年3月31日	自2007年4月 1 日 至2008年3月31日
	日本円	日本円
営業活動からのキャッシュフロー		
当期純損失	(7,380,795,278)	(102,549,864)
調整		
配当収入	(276,567,371)	(222,357,565)
投資物件の処分実現損失	1,007,166,297	-
投資物件の処分損失/(利益)	3,191,222,716	(4,208,383,196)
投資評価損	2,620,458,816	-
営業資本変更前の営業損失	(838,514,820)	(4,533,290,625)
受取および他の債権の減少/(増加)	78,982,922	(105,901,226)
支払および他の債務の減少	(147,820,893)	(450,972,735)
投資物件の取得	(13,022,334,191)	(23,291,311,687)
投資物件の処分代金	7,494,332,556	19,662,298,305
受取配当	279,743,878	245,729,077
営業活動からの純キャッシュ流出	(6,155,610,549)	(8,473,448,891)
財務活動		
償還前の株式発行	5,080,000,000	5,040,000,000
財務活動からの純キャッシュ流入	5,080,000,000	5,040,000,000

現金および現金同等物の純増減	(1,075,610,549)	(3,433,448,891)
当期末の現金および現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141
外国為替取引効果	-	-
当期末の現金および現金同等物	1,508,143,702	2,583,754,250

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 新生・UTIインドファンド(モーリシャス)株式会社

### 財務諸表注記事項

(2009年3月31日に終了した会計年度)

#### 1. 一般情報

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当会社」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の限定ファンドとして設立されました。当会社の主要活動は投資の保有であります。当会社は実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。2009年3月31日に終了した会計年度において、当会社は事業活動しておりました。

当会社は、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー 1 グローバル・ビジネス・ライセンス保有者です。当会社は国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

2009年3月31日に終了した会計年度の当会社の財務諸表は、2009年8月31日付けの取締役会の議決により、発行の承認を受けております。

#### 2. 重要な会計処理基準の要約

##### 基準遵守に関する表明

当財務諸表は、国際会計基準審議会( IASB )により発行される国際財務報告基準( IFRS )を遵守し、またそれに従って作成されています。

##### 会計基準

当財務諸表は、時価で記載されるアメリカ米ドル(以下「USD」といいます。)建て売買目的投資について時価法が採用されている以外は、原価法で作成されています。

##### 重要な会計方針の要約

常に適用される更に重要な会計方針の要約に関しては、以下に記載されます。

## 外国為替取引

### 機能通貨と表示通貨

当会社の財務諸表に含まれる項目は、当社が運営する主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。取締役会は、日本円が、最も忠実に基本的な取引、事由および条件の経済的影響を示す通貨と考えます。

### 取引と残高

外国通貨取引は、取引日の為替レートを使用して日本円に変換されます。かかる取引の清算並びに外国通貨建て金銭資産および負債における年末為替レートによる変換から生じる外国為替利益と損失は損益計算書に計上されます。

## 金融資産

### 当初計上

IAS第39号の範囲内の金融資産は、損益を通じて時価で測定される金融資産、貸出金および債権、満期保有目的投資、売却可能金融資産、または必要に応じて有効なヘッジ商品として指定されたデリバティブに分類されます。当社は、当初計上時に金融資産の分類を決定します。

金融資産は、当初、時価で計上され、損益を通じて時価で測定されない投資の場合には、直接帰属する取引費用が加算されます。

市場の規則または慣行によって確立されている期間内に資産の受け渡しが要求される金融資産の売買（通常の売買）は、取引日（すなわち、当社が当該資産の売買を約定する日）に計上されます。

当社の金融資産には、現金および現金同等物、売掛金およびその他未収金、ならびに上場金融商品が含まれます。

## 金融負債

### 当初計上

IAS第39号の範囲内の金融負債は、損益を通じて時価で測定される金融負債、貸出金および借入金、または必要に応じて有効なヘッジ商品として指定されたデリバティブに分類されます。当社は、当初計上時に金融負債の分類を決定します。

金融負債は、当初、時価で計上され、また貸出金および借入金の場合には、直接帰属する取引費用が加算され

ます。

当社の金融負債には、買掛金および未払金が含まれます。

償還可能利益参加型株式に関する当社の会計方針については、後述します。

## 金融商品の時価

組織された金融市場で活発に取引されている金融商品の時価は、貸借対照表日現在における営業終了時の市場の買い呼び値を参考にして決定されます。活発な市場が存在しない金融商品については、時価は評価手法を用いて決定されます。当該手法には、最近のアームズ・レンジス・ベースの市場取引の使用、実質的に同一である他の商品の現在の時価の参照、割引キャッシュフロー分析またはその他の評価モデルが含まれます。

## 金融資産の減損

当社は、各貸借対照表日現在、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠が存在するかどうかを評価します。金融資産または金融資産のグループは、資産の当初計上後に発生した1つまたは複数の事由（発生した「損失事由」）の結果として、減損の客観的証拠が存在し、損失事由が信頼性を持って測定される金融資産の将来の見積キャッシュフローに影響を及ぼす場合に限り減損しているとみなされます。

売却可能に分類される持分投資の場合、客観的証拠には投資の時価が大幅にまたは長期にわたって原価を下回って低下している場合が含まれます。減損の証拠が存在する場合は、累積損失（取得原価と現在の時価の差額から、損益計算書に以前に計上された当該投資に関する減損を差し引いたもの）が持分から除かれ、損益計算書に計上されます。持分投資の減損は損益計算書を通じた戻し入れは行われず、減損後の時価の増加は持分に直接計上されます。

## 非金融資産の減損

当社は、各報告日に、資産が減損している可能性を示す兆候があるかどうかを評価します。何らかの兆候が存在する場合、または資産の年次減損テストが要求される場合、資産の回収可能価額を見積もります。資産の回収可能価額は、資産もしくは現金発生ユニット（CGU）の時価から販売費用を差し引いたものとその使用価値のいずれか高い方であり、個別資産について算定されます。ただし、当該資産が他の資産または資産のグループからのキャッシュ・イン・フローから概ね独立しているキャッシュ・イン・フローを生み出さない場合は、この限りではありません。資産またはCGUの帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合は、当該資産は減損しているとみなされ、その回収可能金額まで評価減されます。使用価値を評価する際に、将来の見積もりキャッシュフローは、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその資産に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引かれます。販売費用を差し引いた時価を算出する際に、適切な評価モデルが使用されます。これらの計算は、評価倍数、株式公開子会社の株価またはその他の入手可能な時価

指標により裏付けを取ります。

継続事業の減損は、減損資産の機能と一致する経費カテゴリーにおいて損益計算書に計上されます。ただし、持分が再評価された場合は、以前に再評価された資産はこの限りではなく、この場合、減損は、以前の再評価額を上限として持分においても計上されます。

## 金融資産の計上取消

### 金融資産

金融資産（または、適切な場合には、金融資産の一部もしくは同種の金融資産のグループの一部）は、以下の場合に計上が中止されます。

- 当該資産からのキャッシュフロー受領権が消滅している。
- 当社が、当該資産からのキャッシュフロー受領権を譲渡している、またはパススルー契約に基づいて受領したキャッシュフローを重大な遅延なく第三者に全額支払う義務を負っている。また、（a）当社が当該資産のすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡している、または（b）当社が当該資産のすべてのリスクとリターンを実質的に譲渡も留保もしていないものの、資産の支配権を譲渡している。

### 金融負債

金融負債は、負債に基づく義務が履行された、取り消された、または失効した場合には計上が中止されます。

### 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金と当座貸越を含みます。現金同等物は、あらかじめ予定される金額に即座に転換が可能であり、実質的な価値の変化に対するリスクの少ない短期の流動性が極めて高い投資対象です。

### 1株当たり純資産価格

1株当たりの純資産価格は、貸借対照表上の純資産額を期末の発行済参加型株式数で除すことにより計算されます。

### 議決権付株式

議決権付株式は持分と分類され、UTI International Ltd.によって保有されます。株式は議決権を持ち、償還可能優先株式が支払われた後に配当および分配を受取る権利を持つ時点で、償還可能株式に劣後します。

## 償還可能優先株

当社は、6ヶ月の「ロックアップ期間」に従い保有者の選択により償還できる金融負債に分類される償還可能優先株を発行します。優先株は、当該ファンドの純資産価格に応じた株式と等しい現金で何時でも当該ファンドへ返還されます。保有者がその株式を当該ファンドへ返還する権利を行使した場合、優先株式は貸借対照表日に支払われるべき償還金額で計上されます。

## 繰延べ課税

繰延べ税は、資産と負債の税ベースと金融報告目的の価値計上との間に発生するすべての一時的差額に関して負債方法を用いて準備されます。現在施行されている税率が繰延べ税の決定に用いられます。

未使用税損失の繰延べに関する繰延べ税資産は、未使用税損失が将来の課税利益に対し利用可能な範囲で計上されます。

## 収入の計上

収益は、経済的便益が当社に流入する可能性が高く、当該収益が信頼性を持って測定される範囲において計上されます。収益は、受領する対価の時価により測定されます。また、収益が計上される前に、以下の具体的な計上基準が満たされる必要があります。

## 分配

株式配当は、分配前当該投資の時価で計上されます。

## 費用の計上

全ての費用は発生主義ベースで損益計算書に計上されます。

## 引当金

引当金は、当社が過去の事由で法的もしくは推定的な義務を持つ時に計上されます。財産からの支払義務により清算を求められることは想定でき、また金額の確かな推定も可能です。

## 関連当事者

当事者が当該ファンドを支配する、もしくは金融および運営決定に際して直接的または間接的に当該ファンドに重大な影響を行使する能力を持つならば、もしくは逆に当該ファンドが一般の支配或いは一般の重大な影響を受ける場合に、当事者は当該ファンドに関連していると考えられます。関連当事者とは個人もしくは他の事業体をいいます。

## 会計方針とディスクロージャーにおける変更

公表された基準に対する以下の解釈を2008年1月1日以降に開始される会計期間に適用することが義務付けられていますが、当社の事業に関係するものではありません。

IFRIC第11号「IFRS第2号 - グループおよび自己株式取引」

IFRIC第12号「サービス委譲契約」

IFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」

IFRIC第14号「IAS第19号 - 給付建資産の制限、最低積立要件およびそれらの相互関係」

### 3. まだ効力を有していない会計基準

既存の基準に対する以下の基準、修正および解釈は公表されており、2009年1月1日以降に開始される当社の会計期間またはその後の期間への適用が義務付けられています。

IFRS第1号（修正）：「国際財務報告基準（IFRS）の初度適用」およびIAS第27号「連結および個別財務諸表」（2009年1月1日より適用）

IFRS第2号（修正）：「株式報酬」（2009年1月1日より適用）

IFRS第3号（改訂）「企業結合」（2009年7月1日より適用）

IFRS第8号「事業セグメント」（2009年1月1日より適用）

IAS第1号（改訂）「財務諸表の表示」（2009年1月1日より適用）

IAS第23号（修正）「借入費用」（2009年1月1日より適用）

IAS第27号（改訂）「連結および個別財務諸表」（2009年7月1日より適用）

IAS第32号（修正）「金融商品：表示」およびIAS第1号（修正）「財務諸表の表示 - プット可能な金融商品および清算時に生じる債務」（2009年1月1日より適用）

IFRIC第15号「不動産の建設に関する契約」（2009年1月1日より適用）

IFRIC第16号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」（2008年10月1日より適用）

## IFRSに対する変更点

IFRS第5号（修正）「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」（ならびにIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」への間接的な修正）（2009年7月1日より適用）

IAS第23号（修正）：「借入費用」（2009年1月1日より適用）

IAS第28号（修正）：「関連会社に対する投資」（ならびにIAS第32号「金融商品：表示」およびIFRS第7号「金融商品：開示」への間接的な修正）（2009年1月1日より適用）

IAS第36号（修正）：「資産の減損」（2009年1月1日より適用）

IAS第38号（修正）：「無形資産」（2009年1月1日より適用）

IAS第39号（修正）：「金融商品：計上および測定」（2009年1月1日より適用）

IAS第1号（修正）：「財務諸表の表示」（2009年1月1日より適用）

IAS第16号（修正）：「有形固定資産」（およびIAS第7号「キャッシュフロー計算書」への間接的な修正）（2009年1月1日より適用）

IAS第19号（修正）：「従業員給付」（2009年1月1日より適用）

IAS第20号（修正）：「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」（2009年1月1日より適用）

IAS第27号（修正）：「連結および個別財務諸表」（2009年1月1日より適用）

IAS第28号（修正）：「関連会社に対する投資」（ならびにIAS第32号「金融商品：表示」およびIFRS第7号「金融商品：開示」への間接的な修正）（2009年1月1日より適用）

IAS第29号（修正）：「超インフレ経済下における財務報告」（2009年1月1日より適用）

IAS第31号（修正）：「ジョイント・ベンチャーに対する持分」（ならびにIAS第32号およびIFRS第7号への間接的な修正）（2009年1月1日より適用）

IAS第38号（修正）：「無形資産」（2009年1月1日より適用）

IAS第40号（修正）：「投資不動産」（およびIAS第16号への間接的な修正）（2009年1月1日より適用）

IAS第41号（修正）：「農業」（2009年1月1日より適用）

#### 4. 重要な会計上の判断と見積の不確実性の主な原因

##### 当会社の会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

当会社財務諸表の作成に際しては、財務諸表に計上される金額に影響を与える判断、見積および試算を要するが、試算および見積等においてはその不確実性のため、今後、資産総額または負債総額に対し重要な変更が必要となる可能性があります。

##### 機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当会社の機能通貨の選択は極めて重要です。注記2に記載されている通り、当会社の取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当会社の機能通貨を日本円と決定しました。

#### 5. 投資

提示価格	2009年 日本円	2008年 日本円
<b>(i) 原価</b>		
4月1日現在原価	36,898,858,331	29,084,833,264
追加	13,070,247,462	23,267,940,176
売却	(11,743,811,347)	(15,453,915,109)
3月31日現在原価	38,225,294,446	36,898,858,331
<b>(ii) 市場価格</b>		
4月1日現在市場価格	37,581,809,960	27,592,904,146
追加	13,070,247,462	23,267,940,176
売却	(11,743,811,347)	(15,453,915,109)
投資再評価未実現（損失）/ 利益	(20,989,842,753)	2,174,880,747
投資評価損	(2,620,458,816)	-
3月31日現在市場価格	15,297,944,506	37,581,809,960

## (iii) 当社が保有する投資詳細の要約

銘柄	通貨	株数	2009年3月31日	純資産総額に対す
			現在の市場価格	る市場価格(%)
上場株式			日本円	2009年3月31日
<b>自動車および自動車部品</b>				
Amtek Auto	日本円	180,087	25,726,714	0.15
Mahindra & Mahindra Ltd	日本円	29,000	21,424,330	0.13
Hero Honda Motors Ltd	日本円	117,145	241,686,373	1.44
<b>消費財</b>				
Blue Star Ltd	日本円	51,369	15,330,482	0.09
Bombay Rayon Fashions Ltd	日本円	1,660,411	474,083,033	2.82
Sun Pharma Ind Ltd	日本円	266,938	572,447,435	3.40
Glenmark Pharma Ltd	日本円	578,742	176,066,103	1.05
Nestle India Ltd	日本円	30,237	90,728,488	0.54
<b>情報通信技術</b>				
Bartronics India Ltd	日本円	1,330,262	201,449,933	1.20
Bharti Airtel Ltd	日本円	864,747	1,043,298,000	6.20
Core Projects and Technologies Ltd	日本円	957,695	104,225,723	0.62
Geodesic Information Systems Ltd	日本円	1,696,892	204,628,098	1.22
ICSA India Ltd	日本円	1,305,297	221,198,393	1.31
Infosys Technologies Ltd	日本円	426,754	1,089,386,874	6.47
Kavveri Telecon Products Ltd	日本円	88,463	4,783,858	0.03
KLG Systel Ltd	日本円	508,713	76,400,121	0.45
Northgate Tech. Ltd	日本円	192,412	12,612,315	0.07
Reliance Communications Ltd	日本円	1,651,736	555,992,106	3.30
Idea Cellular Ltd	日本円	192,000	18,563,331	0.11
Spanco Telesys and Solutions Reduced Cap	日本円	690,000	37,047,426	0.22
Tanla Solutions Ltd	日本円	1,435,464	88,696,012	0.53
Tata Consultancy Services Ltd	日本円	419,607	436,837,825	2.59

Tulip IT Services Ltd	日本円	365,251	246,422,956	1.46
-----------------------	-----	---------	-------------	------

**電子、電機およびエンジニアリング**

Havells India Ltd	日本円	334,434	92,844,604	0.55
Opto Circuit India Ltd	日本円	1,394,606	270,882,118	1.61
Crompton Greaves Ltd	日本円	94,200	22,355,928	0.13
Genus Power Infrastructures Ltd	日本円	31,445	5,292,363	0.03
Praj Industries Ltd	日本円	1,313,650	147,649,499	0.88
Punj Lloyd Ltd	日本円	747,955	131,436,472	0.78
Sintex Industries	日本円	960,048	181,755,762	1.08
Voltas Ltd	日本円	102,803	9,146,633	0.05
Lloyd Electric and Engineering	日本円	450,000	16,440,139	0.10
ABB Ltd	日本円	178,636	147,193,033	0.87
Allied Digital Services Ltd	日本円	260,025	88,178,904	0.52
Divis Laboratories Ltd	日本円	82,521	151,710,094	0.90

**金属および工業製品**

ABG Shipyard Ltd	日本円	16,640	2,656,241	0.02
Ahmednagar Forgings Ltd	日本円	415,287	26,420,804	0.16
AIA Engineering Ltd	日本円	562,910	135,057,161	0.80
Amtek India Ltd	日本円	496,385	29,283,557	0.17
Bharat Heavy Electricals Ltd	日本円	231,210	670,562,490	3.98
Elecon Engineering Ltd	日本円	905,828	54,311,260	0.32
Everest Kanto Cylinder Ltd	日本円	914,234	211,241,459	1.25
Jain Irrigation Systems Ltd	日本円	497,321	327,999,834	1.95
Jindal Saw Ltd	日本円	12,700	4,343,513	0.03
Jyoti Structures Ltd	日本円	930,705	97,430,656	0.58
Larsen & Turbo Ltd	日本円	391,659	507,903,270	3.02
Maharashtra Seamless Ltd	日本円	32,500	8,796,992	0.05
Nagarjuna Construction Co Ltd	日本円	877,059	104,665,418	0.62
Texmaco Ltd	日本円	158,230	13,193,460	0.08
Welspun Guj Stahl Rohren Ltd	日本円	23,650	3,394,530	0.02

**電力およびガス**

Aban Offshore Ltd	日本円	5,050	3,890,944	0.02
Alstom Power India Ltd	日本円	7,500	4,021,833	0.02
Areva T & D India Ltd	日本円	628,010	246,022,040	1.46
ONGC Corporation Ltd	日本円	14,300	21,495,489	0.13
Reliance Industries Ltd	日本円	407,400	1,196,359,514	7.10
Suzlon Energy Ltd	日本円	3,221,216	263,311,275	1.56
Thermax India Ltd	日本円	35,854	12,500,860	0.07

**銀行および金融**

Axis Bank Ltd	日本円	621,700	496,808,656	2.95
HDFC Bank	日本円	416,122	776,448,193	4.61
Housing Development Finance Corporation	日本円	197,028	536,043,789	3.18
ICICI Bank Ltd	日本円	651,466	417,732,006	2.48
Yes Bank Ltd	日本円	2,549,051	245,223,915	1.46
State Bank of India	日本円	186,973	384,453,544	2.28

**その他**

Hanung Toys and Textiles Infrastructure	日本円	930,629	57,861,549	0.34
Infrastructure Development Finance	日本円	145,500	15,203,587	0.09
IVRCL Infra and Projects Ltd	日本円	56,750	13,298,559	0.08
Siemens Ltd	日本円	21,996	11,428,421	0.07
DLF Ltd	日本円	37,000	11,926,740	0.07
Deccan Chronicle Holdings Ltd	日本円	1,848,816	168,949,062	1.00
Educomp Solutions Ltd	日本円	53,000	213,619,530	1.27
ITC Ltd	日本円	492,000	175,287,449	1.04
Lupin Ltd	日本円	236,288	313,957,373	1.86
Motherson Sumi Systems	日本円	581,326	75,257,453	0.45
Wipro Ltd	日本円	417,000	197,285,136	1.17
Power Finance Corporation Ltd	日本円	20,000	5,583,189	0.03
Transformers&Rectifiers(India) Ltd	日本円	45,138	10,847,217	0.06

Bharati Shipyard Ltd	日本円	17,984	1,945,060	0.01
(小計)		41,300,960	15,297,944,506	91
投資額総計			15,297,944,506	91
負債を除く他の資産			1,542,575,670	9
純資産			16,840,520,176	100

## 6. 売掛金およびその他未集金

	2009年	2008年
	日本円	日本円
売掛金	47,909,944	126,096,234
議決権付株式未収金	-	100,000
未収マ - ジン	1,079,778	-
前払金	1,309,292	-
未収配当金	90,804	3,176,506
合計	50,389,818	129,372,740

## 7. 現金および現金同等物

	2009年	2008年
	日本円	日本円
Deutsche Bank Mauritius	118,454,156	72,704,113
Deutsche Bank Mumbai	1,389,689,546	2,511,050,137
合計	1,508,143,702	2,583,754,250

## 8. 買掛金およびその他未払金

	2009年	2008年
	日本円	日本円
未払金	13,895,808	34,912,078
買掛金	1,079,779	128,866,665
未払設定費用	982,263	-

合計	15,957,850	163,778,743
----	------------	-------------

## 9. 議決権付株式

	2009年	2008年
	日本円	日本円
議決権付株式1,000株、額面100円	100,000	100,000

議決権付株式には議決権があり、配当および分配を受け取る権利につきましては、償還可能優先株株主に支払われた後で償還可能優先株に劣後します。

## 10. 議決権付株式保有者に帰属する純資産

### 10 (a) 償還可能優先株数

	クラスA 株	クラスB 株	2009年 合計	2008年 合計
4月1日現在残高	38,484,865	2,342,960	40,827,825	35,490,401
当期発行額	6,011,992	813,841	6,825,833	13,908,781
当期償還額	(2,177,331)	(312,629)	(2,489,960)	(8,571,357)
3月31日現在残高	42,319,526	2,844,172	45,163,698	40,827,825

優先株は当会社の規約に基づき、時価で株主のプシオンによる償還、購入および取得の対象となります。償還可能優先株は規約16項および20項に基づき、通常株主に優先して、配当および分配を受け取れますが、ファンドの清算および株主総会の通知を受け取り、株主総会に参加する権利に影響をおよぼす場合を除き、優先株には投票権がありません。

### (b) 参加株式1株当たりの純資産総額

	クラスA 株	クラスB 株	2009年 合計	2008年 合計
	日本円	日本円	日本円	日本円
償還可能優先株保有者に帰属する純資産	15,924,520,061	915,900,115	16,840,420,176	40,131,058,207

償還可能優先株数	42,319,526	2,844,172	45,163,698	40,827,825
償還可能優先株式1株当たりの純資産総額	376.29	322.03	372.88	982.93

各クラスの償還可能優先株1株当たり純資産総額の計算は、そのクラスの償還可能優先株保有者に帰属する純資産総額および、当期末時点でのそのクラスの発行済優先可能償還株に基づきます。

### (c) 純資産総額の調整

クラスA償還可能優先株の発行および償還の純資産総額を計算する目的で、設定費は当会社の私募規約に記載されているように5年で償却されます。

2009年3月31日に設定費を償却する際の1株当たり純資産総額の調整および、国際金融報告基準ならびに2001年会社法(Companies Act 2001)に基づいて準備された当財務諸表による1株当たりの純資産総額は、下記の通りです。

	2009年度	2008年度
	日本円	日本円
財務諸表による1株当たりの純資産総額	372.88	982.93
投資への影響	0.13	(0.80)
発行 / 償還目的の1株当たりの純資産総額	373.01	982.13

## 11. 課税

カテゴリー1国際事業免許保有のファンドであるため、課税所得に対して、モーリシャスの法人税15%が課税されます。ただし、外国で課された実際の税金あるいは海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金80%のいずれか多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2009年3月31日時点でファンドは、146,517,308円(2008年度：176,692,496円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

## 12. 機能通貨および表示通貨

当会社の財務諸表は日本円で表示されています。当社が運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当

会社の取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2009年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2009年度		2008年度	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	99.650	98.23	114.044	99.725
INR/JPY	2.165	1.928	2.834	2.495

### 13. 金融リスク管理の目的と方針

#### ( ) 時価

金融資産および負債の時価は、商品が、強制売却や清算売却以外で、自発的な当事者間の現在の取引において交換され得る金額で計上されます。

現金および現金同等物、売掛債権、買入債務およびその他流動負債は、主にこれらの商品の満期が短期であることから帳簿価額に近似します。

売却可能金融資産の時価は、活況な市場における市場価格から得られます。

#### ( ) 金融商品運用の戦略

当会社の運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスクおよび市場リスク(価格リスクおよび為替リスクを含みます)。

以下の注記は、当会社に関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、およびファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、当財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当会社のリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当会社のリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定および分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、およびリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針およびシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

#### 信用リスク

信用リスクは、金融商品取引の相手方が義務または当社と結んだ契約を履行しそこなうというリスクを示します。

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当社は、現金および有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済および、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないこととなります。当社の最大限の信用リスクは、当社の貸借対照表に記録された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、当社の最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

	2009年度	2008年度
	日本円	日本円
売掛金およびその他未集金	50,389,818	129,372,740
現金および現金同等物	1,508,143,702	2,583,754,250
	<u>1,558,533,520</u>	<u>2,713,126,990</u>

## 流動性リスク

流動性リスクは、当社が金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当社内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、および短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。

2009年3月31日現在、契約上の割引前支払金に基づく当社の金融負債における満期償還状況は、下記の通りとなります。

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
期末 2009年3月31日					

負債

## 買掛金およびそ

その他未払金	-	15,957,850	-	-	15,957,850
償還可能優先株	44,632,000,000	-	-	-	44,632,000,000
負債総額	44,632,000,000	15,957,850	-	-	44,647,957,850

要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
--------	-------	-----------------	------	----

期末	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
----	-----	-----	-----	-----	-----

2008年3月31日

## 負債

## 買掛金およびそ

その他未払金	-	163,778,743	-	-	163,778,743
償還可能優先株	39,552,000,000	-	-	-	39,552,000,000
負債総額	39,552,000,000	163,778,743	-	-	39,715,778,743

## 市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当会社の市場リスクは、金利、外国為替レートおよび価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当会社は、リスク管理戦略および投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

## 価格リスク

2009年3月31日現在、当会社の投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当会社の投資先有価証券の流動性および/又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価変動は、当会社の主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇/下落した場合、2009年3月31日に終了した年度の純資産および利益は1,529,794,451円増加/減少したことになります。

## 為替リスク

為替リスクは、金融商品の価値が外国為替レートの変動により影響されるリスクを示します。

当社は株式に投資を行い、インドルピー建て資産および負債を保有しています。その結果、日本円のインドルピーに対する為替レートの変動が、当社のインドルピー建て資産および負債に重大な影響を与えるリスクがあります。

下記は、感度10%で関連した外国通貨に対する日本円の増加および減少を表しています。マネージメント評価による合理的な外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%とします。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したことを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響があり、下記残高はプラスになります。

インドルピーに対して10%円高になった場合の影響は、下記の通りとなります。

感度分析前	日本円 / インドルピー	売買目的投資
	2009年度	2009年度
	日本円	日本円
一年	2,495	15,297,944,506
感度分析後		
一年	2,745	13,907,222,278
その他の投資の減少		(13,907,222,278)

## 通貨概要

当社の金融資産および負債の通貨別概要は、下記の通りとなります。

	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	2009年 3月31日	2009年 3月31日	2008年 3月31日	2008年 3月31日
	日本円	日本円	日本円	日本円
インドルピー	16,736,714,578	1,079,779	40,222,132,838	155,486,820
米ドル	-	14,878,071	-	8,291,923
日本円	118,454,156	-	72,804,112	-
合計	16,855,168,735	15,957,850	40,294,936,950	163,778,743

## 資本管理

株式発行および償還能力により、当会社の資本は、償還ならびに募集に対する需要に基づき変化します。

資本管理に関し、当会社の目的は下記の通りとなります。

- ・ 覚書に記載される詳細、リスク・エクスポージャーおよび予想利益に合致する投資に資本を投資すること
- ・ 分散投資、デリバティブならびにその他最新の資本市場および様々な投資戦略やヘッジ技術を利用して、資本を安全に確保しつつ、矛盾のない払戻しを成し遂げること
- ・ 当会社の費用および償還要求に合致する十分な流動性を維持すること
- ・ 当会社の効率的費用運営に資する十分なファンド・サイズを維持すること

#### 14. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当会社は関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格および取引金額は以下の通りであります。

	2009年度	2008年度
	日本円	日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedに対する運用報酬		
損益計算書費用計上金額	212,488,104	347,781,412
当該会計年度中支払金額	( 203,507,880 )	( 323,144,029 )
差引額	8,980,224	24,637,383

#### 15. 運用報酬、保管報酬および事務管理代行費用

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedおよび当会社間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

##### 保管報酬

保管銀行であるDeutsche Bank AGは、2006年12月8日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

##### 事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltdは当会社に対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

[次へ](#)

## (参考情報) 「Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited」 ClassBの2009年11月末日付け有価証券明

細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率(%)
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	コングロマリット	77,550	152,941,436	7.4
BHARTI AIRTEL LIMITED	通信サービス	181,013	100,667,278	4.9
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行・金融サービス	17,379	89,008,924	4.3
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	電力・電気設備	19,800	82,468,157	4.0
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	27,442	82,196,148	4.0
SUZLON ENERGY LIMITED	電力・電気設備	454,057	66,099,038	3.2
CROMPTON GREAVES LIMITED	電力・電気設備	85,200	62,307,144	3.0
AIA ENGINEERING LTD	資本財	87,105	61,259,594	3.0
SHREE CEMENTS LTD	セメント等	18,175	60,668,211	2.9
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	石油・ガス	26,200	58,294,878	2.8
POWER FINANCE CORPORATION	銀行・金融サービス	99,000	46,101,410	2.2
IVRCL INFRASTRUCTURES & PROJ	電力・電気設備	66,750	46,002,876	2.2
JAIN IRRIGATION SYSTEMS LTD	コングロマリット	27,366	45,596,458	2.2
STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	金属・鉱業	27,918	44,431,013	2.1
NAGARJUNA CONSTRUCTION CO	インフラ・建設	150,249	44,093,300	2.1
TULIP TELECOM LTD	通信サービス	25,299	43,856,608	2.1
AREVA T&D INDIA LTD	電力・電気設備	78,280	42,328,432	2.0
INFRASTRUCTURE DEV FINANCE	資本財	136,500	42,059,427	2.0
MAHINDRA & MAHINDRA LIMITED	自動車・自動車部品	22,000	41,977,176	2.0
ABB LTD INDIA	資本財	30,470	41,764,085	2.0
DLF LIMITED	インフラ・建設	64,000	41,756,170	2.0
PRAJ INDUSTRIES LIMITED	資本財	243,000	39,906,291	1.9
IRB INFRASTRUCTURE DEVELOPER	インフラ・建設	87,000	39,899,889	1.9
RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	通信サービス	122,000	38,927,259	1.9
THERMAX LIMITED	電力・電気設備	34,854	38,566,413	1.9
ICSA INDIA LTD	電力・電気設備	125,237	37,798,846	1.8
PUNJ LLOYD LIMITED	資本財	101,560	37,408,907	1.8
JYOTI STRUCTURES LIMITED	金属・鉱業	133,334	35,380,891	1.7
ULTRA TECH CEMENT LTD	セメント等	22,500	34,925,311	1.7
VOLTAS LIMITED	資本財	107,303	34,596,208	1.7
MAHARASHTRA SEAMLESS LTD	インフラ・建設	50,000	32,445,723	1.6
KLG SYSTEL LIMITED	電力・電気設備	82,630	31,655,156	1.5
TEXMACO LIMITED	電力・電気設備	128,130	30,754,529	1.5
BLUE STAR LIMITED	資本財	47,369	30,206,637	1.5

LIC HOUSING FINANCE	銀行・金融サービス	18,000	28,738,541	1.4
WELSPUN-GUJARAT STAHL LTD	インフラ・建設	54,650	28,050,084	1.4
EVEREST KANTO CYLINDER LTD	資本財	102,000	27,009,464	1.3
SANGHVI MOVERS LIMITED	資本財	71,740	25,972,303	1.3
TRANSFORMERS & RECTIFIERS IN	電力・電気設備	31,135	21,342,121	1.0
SIEMENS INDIA LIMITED	資本財	20,496	20,035,800	1.0
ELECON ENGINEERING CO LTD	資本財	123,451	18,589,810	0.9
ALSTOM PROJECTS INDIA LTD	電力・電気設備	15,000	14,738,356	0.7
ABAN OFFSHORE LIMITED	石油・ガス	6,050	14,172,987	0.7
KAVVERI TELECOM PRODUCTS LTD	通信サービス	78,561	9,293,494	0.4
ABG SHIPYARD LTD	資本財	16,640	5,860,590	0.3

金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。

組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年11月末日現在です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	2,087,609,344 円
負債総額	34,516,664 円
純資産総額（ - ）	2,053,092,680 円
発行済口数	3,437,114,294 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5973 円

### <参考> 新生ショートターム・マザーファンド

資産総額	431,100,654 円
負債総額	0 円
純資産総額（ - ）	431,100,654 円
発行済口数	425,409,081 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0134 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第1期計算期間 （平成20年2月29日～ 平成20年10月27日）	3,458,809,847	648,628,697
第2期計算期間 （平成20年10月28日～ 平成21年10月26日）	1,329,513,063	601,945,840

（注）第1期計算期間の設定数量（口数）は、当初設定数量（口数）を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成21年11月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

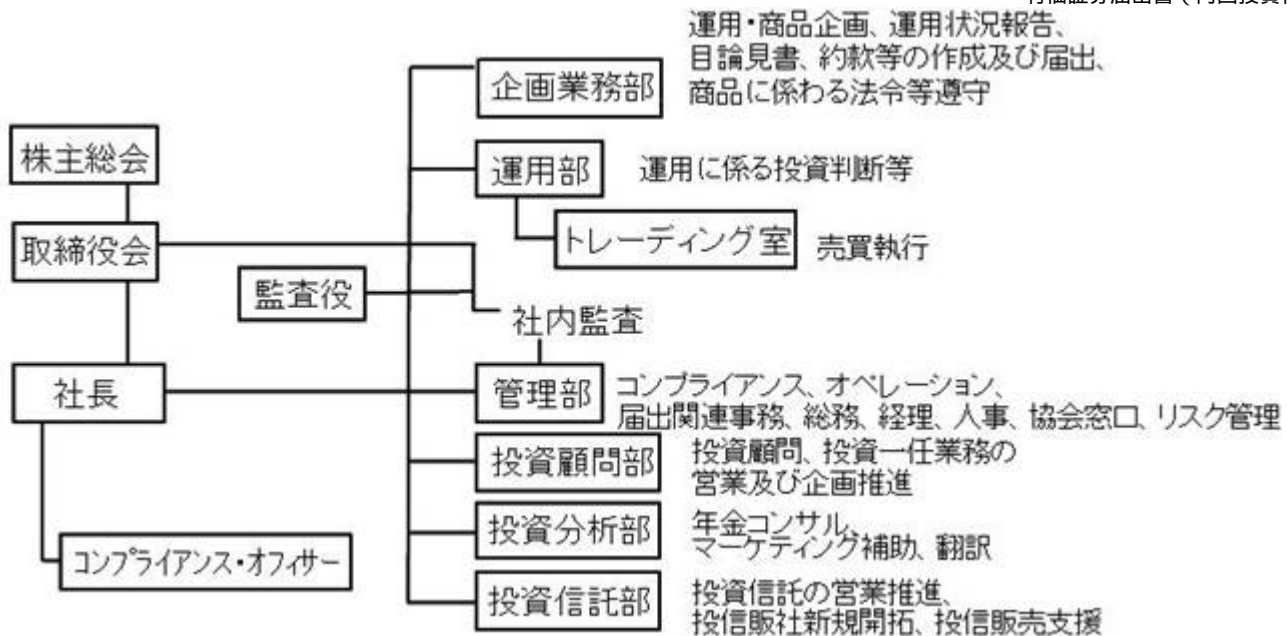
##### （2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、運用部長を議長とし、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成され、原則として月1回開催されます。当委員会では、運用計画及び運用計画の変更の承認を行う等運用全般における統括的な管理を行います。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計35本（追加型投資信託15本、単位型投資信託20本）であり、純資産の総額は193,943百万円(百万円未満切捨)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成されており、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52条）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第9期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第7期 (平成20年3月31日現在)			第8期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金	2	720,177			621,602		
前払費用		8,311			7,536		
未収還付法人税等		-			13,982		
未収委託者報酬		260,866			126,871		
未収運用受託報酬		30,064			26,047		
未収収益		13,075			11,333		
繰延税金資産		10,576			-		
流動資産計		1,043,070		95.9	807,375		92.8
固定資産							
有形固定資産							
建物	1	3,116			2,648		
器具備品	1	7,656			5,925		
無形固定資産							
ソフトウェア		3,395			9,904		
商標権		342			267		
投資その他の資産							
長期前払費用		943			-		
差入保証金	2	-			40,649		
供託金		25,000			-		
繰延税金資産		3,916			3,204		
固定資産計		44,370		4.1	62,599		7.2
資産合計		1,087,441		100.0	869,974		100.0

期別		第7期 (平成20年3月31日現在)			第8期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金							
未払手数料	2	152,048			72,118		
その他未払金	2	185,758			60,674		
未払費用		16,677			16,600		
未払法人税等		44,921			1,292		
未払消費税等		28,035			6,339		
繰延税金負債		-			2,673		
その他		-			12		

流動負債計			427,441	39.3		159,710	18.4
固定負債							
固定資産処分損失 引当金			4,676			4,676	
固定負債計			4,676	0.4		4,676	0.5
負債合計			432,118	39.7		164,386	18.9
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		160,322			210,587		
利益剰余金合計			160,322			210,587	
株主資本合計			655,322	60.3		705,587	81.1
純資産合計			655,322	60.3		705,587	81.1
負債・純資産合計			1,087,441	100.0		869,974	100.0

## (2) 【損益計算書】

	注記 番号	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		2,051,290		2,029,950	
運用受託報酬		173,409		174,144	
その他営業収益		63,296		64,502	
営業収益計		2,287,995	100.0	2,268,597	100.0
営業費用					
支払手数料	1	1,227,287		1,236,997	
広告宣伝費		95,626		77,319	
公告費		947		866	
調査費					
図書費		659		591	
調査費		96,215		116,473	
委託計算費		34,490		33,621	
営業雑経費					
通信費		3,494		2,915	
印刷費		5,479		13,237	
協会費		2,484		2,484	
その他営業雑経費		7,625		1,771	
営業費用計		1,474,309	64.4	1,486,280	65.5
一般管理費					
給料					
役員報酬		14,500		31,748	

給料・手当		178,374			334,996		
賞与		-			78,510		
退職給付費用		-			38,309		
交際費		5,561			2,373		
旅費交通費		19,173			20,063		
租税公課		13,228			9,292		
不動産賃借料		40,111			48,191		
固定資産減価償却費		4,922			5,459		
諸経費		101,776			127,187		
一般管理費計			377,648	16.5		696,131	30.7
営業利益			436,037	19.1		86,185	3.8
営業外収益							
受取利息	1	489			499		
雑収入		0			448		
営業外収益計			489	0.0		947	0.0
営業外費用							
雑損失		-			0		
営業外費用計			-	-		0	0.0
経常利益			436,527	19.0		87,133	3.8
特別損失							
固定資産除却損	2	228			-		
損害賠償金	3	2,801			612		
固定資産処分損失 引当金繰入額	4	4,676			-		
特別損失計			7,706	0.3		612	0.0
税引前当期純利益			428,821	18.7		86,520	3.8
法人税、住民税及び事業税	1	175,262			22,293		
法人税等調整額		14,493	160,769	7.0	13,962	36,255	1.6
当期純利益			268,051	11.7		50,264	2.2

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第7期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	107,729
	当期変動額	当期純利益 268,051
	当期末残高	160,322
利益剰余金合計	前期末残高	107,729
	当期変動額	268,051
	当期末残高	160,322

株主資本合計	前期末残高	387,270
	当期変動額	268,051
	当期末残高	655,322
純資産合計	前期末残高	387,270
	当期変動額	268,051
	当期末残高	655,322

第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額 当期純利益	50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

〔重要な会計方針〕

項目	第7期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第8期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	<p>固定資産処分損失引当金 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>

## 〔会計処理方法の変更〕

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(固定資産の減価償却の方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	

## 〔表示方法の変更〕

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表の表示方法の変更) 金融商品取引法の改正(証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号))に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>(損益計算書の表示方法の変更) 金融商品取引法の改正(証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号))に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「運用受託報酬」として表示しております。</p>	

## 〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第7期 (平成20年3月31日現在)	第8期 (平成21年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,474千円 器具備品 9,885千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 430,116千円 未払手数料 81,004千円 その他未払金 133,408千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,941千円 器具備品 13,173千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 439,473千円 差入保証金 40,649千円 未払手数料 34,220千円 その他未払金 15,153千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

## (損益計算書関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 588,835千円 受取利息 489千円 法人税、住民税及び事業税 133,408千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 固定資産除却損228千円は、器具備品に係るものであります。</p> <p>3. 損害賠償金2,801千円は、主に投資顧問業に係るものであります。</p> <p>4. 固定資産処分損失引当金繰入額4,676千円は、将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 439,139千円 受取利息 499千円 法人税、住民税及び事業税 15,153千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>3. 損害賠償金612千円は、主に投資信託に係るものであります。</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																				
<p>1. 発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>1. 発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

## (リース取引関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (有価証券関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (デリバティブ取引関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## (関連当事者情報)

第7期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	兼任3 出向3	営業取引	支払手数料	588,835	未払手数料	81,004
								連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	133,408	その他未払金	133,408

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払手数料	34,220
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	15,153	その他未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## (税効果会計関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">10,576千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,902千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>2,013千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">14,493千円</td> </tr> </table>	未払事業税	10,576千円	固定資産処分損失引当金	1,902千円	その他	<u>2,013千円</u>	繰延税金資産合計	14,493千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">467千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債（流動）との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>467千円</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,902千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>1,301千円</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,204千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,204千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">3,140千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動）との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>467千円</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,673千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,673千円</u></td> </tr> <tr> <td>差引：繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">530千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		流動資産		未払事業税	467千円	繰延税金負債（流動）との相殺	<u>467千円</u>	小計	千円	固定資産		固定資産処分損失引当金	1,902千円	その他	<u>1,301千円</u>	小計	<u>3,204千円</u>	繰延税金資産合計	3,204千円	繰延税金負債		流動負債		未収還付事業税	3,140千円	繰延税金資産（流動）との相殺	<u>467千円</u>	小計	<u>2,673千円</u>	繰延税金負債合計	<u>2,673千円</u>	差引：繰延税金資産の純額	530千円
未払事業税	10,576千円																																										
固定資産処分損失引当金	1,902千円																																										
その他	<u>2,013千円</u>																																										
繰延税金資産合計	14,493千円																																										
繰延税金資産																																											
流動資産																																											
未払事業税	467千円																																										
繰延税金負債（流動）との相殺	<u>467千円</u>																																										
小計	千円																																										
固定資産																																											
固定資産処分損失引当金	1,902千円																																										
その他	<u>1,301千円</u>																																										
小計	<u>3,204千円</u>																																										
繰延税金資産合計	3,204千円																																										
繰延税金負債																																											
流動負債																																											
未収還付事業税	3,140千円																																										
繰延税金資産（流動）との相殺	<u>467千円</u>																																										
小計	<u>2,673千円</u>																																										
繰延税金負債合計	<u>2,673千円</u>																																										
差引：繰延税金資産の純額	530千円																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.51%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額等</td> <td style="text-align: right;">0.07%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">4.45%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>0.67%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">37.49%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%	住民税均等割額等	0.07%	評価性引当額の減少	4.45%	その他	<u>0.67%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>																														
法定実効税率 (調整)	40.69%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%																																										
住民税均等割額等	0.07%																																										
評価性引当額の減少	4.45%																																										
その他	<u>0.67%</u>																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%																																										

## (退職給付関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。
-------------	---

## (1株当たり情報)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 66,194円20銭 1株当たり当期純利益 27,075円94銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 71,271円47銭 1株当たり当期純利益 5,077円26銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
預金			668,923	
前払費用			6,105	
未収委託者報酬			188,771	
未収運用受託報酬			19,189	
未収収益			9,966	
繰延税金資産			2,716	
流動資産計			895,672	94.7
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	4,316		
器具備品	1	4,647		
無形固定資産				
ソフトウェア		8,538		
商標権		230		
投資その他の資産				
差入保証金		29,082		
繰延税金資産		3,023		
固定資産計			49,838	5.3
資産合計			945,511	100.0

期別		当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
未払金			165,203	
未払手数料		110,141		

その他未払金		55,061		
未払費用			17,255	
未払法人税等			11,115	
未払消費税等			5,075	
預り金			4	
流動負債計			198,655	21.0
固定負債				
固定資産処分損失引当金			5,305	
固定負債計			5,305	0.6
負債合計			203,961	21.6
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			495,000	52.4
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		246,550		
利益剰余金合計			246,550	26.0
株主資本合計			741,550	78.4
純資産合計			741,550	78.4
負債・純資産合計			945,511	100.0

## (2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)		
科目	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		850,986		
運用受託報酬		64,287		
その他営業収益		21,322		
営業収益計			936,595	100.0
営業費用				
支払手数料		526,397		
広告宣伝費		26,993		
公告費		600		
調査費				

図書費		273		
調査費		53,008		
委託計算費		14,644		
営業雑経費				
通信費		1,025		
印刷費		7,213		
協会費		1,596		
その他営業雑経費		943		
営業費用計			632,695	67.5
一般管理費				
給料				
役員報酬		15,369		
給料・手当		115,583		
賞与		22,552		
退職給付費用		18,344		
交際費		611		
旅費交通費		6,477		
租税公課		3,229		
不動産賃借料		19,008		
固定資産減価償却費	1	2,822		
諸経費		38,547		
一般管理費計			242,544	25.9
営業利益			61,355	6.6
営業外収益				
受取利息		60		
雑収入		526		
営業外収益計			587	0.0
営業外費用				
雑損失		230		
営業外費用計			230	0.0
経常利益			61,712	6.6
特別損失				
固定資産処分損失引当金繰入額		629		
特別損失計			629	0.1
税引前中間純利益			61,083	6.5
法人税、住民税及び事業税		30,329		
法人税等調整額		5,208	25,120	2.7

中間純利益		35,963	3.8
-------	--	--------	-----

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(単位:千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	35,963
	当中間会計期間末残高	246,550
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当中間会計期間中の変動額	35,963
	当中間会計期間末残高	246,550
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当中間会計期間中の変動額	35,963
	当中間会計期間末残高	741,550
純資産合計	前期末残高	705,587
	当中間会計期間中の変動額	35,963
	当中間会計期間末残高	741,550

## 〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

項目	当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
	1. 固定資産の減価償却の方法

	<p>定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産</p> <p>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	15年	器具備品	3～15年
建物	15年				
器具備品	3～15年				
2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金</p> <p>将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>				
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用</p> <p>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>				

## 〔注記事項〕

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,279 千円
器具備品	13,166 千円

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,418 千円
無形固定資産	1,403 千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900			9,900
2. 自己株式に関する事項		該当事項はありません。		
3. 新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。		
4. 配当に関する事項		該当事項はありません。		

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
該当事項はありません。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
1株当たり純資産額	74,904 円	10 銭
1株当たり中間純利益	3,632 円	62 銭
(注)		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益		35,963 千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益		35,963 千円
期中平均株式数		9,900 株

## (重要な後発事象)

当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更が決議されました。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

委託会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 287,537百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 476,200百万円(平成21年12月1日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・名称 イーバンク銀行株式会社
- ・資本金の額 23,485百万円(平成21年7月17日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・名称 楽天証券株式会社
- ・資本金の額 7,477百万円(平成21年10月1日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 岩井証券株式会社
  - ・ 資本金の額 10,004百万円(平成21年9月末現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 
- ・ 名称 株式会社S B I証券
  - ・ 資本金の額 47,937百万円(平成21年9月末現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 
- ・ 名称 フィデリティ証券株式会社
  - ・ 資本金の額 4,507百万円(平成21年10月28日現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 
- ・ 名称 内藤証券株式会社
  - ・ 資本金の額 3,002百万円(平成21年9月末現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 
- ・ 名称 トレイダーズ証券株式会社
  - ・ 資本金の額 2,000百万円(平成21年3月末現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 
- ・ 名称 リテラ・クリア証券株式会社
  - ・ 資本金の額 3,794百万円(平成21年9月末現在)
  - ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称                    ばんせい山丸証券株式会社
- ・ 資本金の額            1,558百万円(平成21年3月末現在)
- ・ 事業の内容              「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいま  
す。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称、ファンドの基本的性格などを記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークを表示し、イラスト・図案を採用することまた、愛称を付すことがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、次の事項を枠囲いして12ポイント以上で記載することがあります。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載された内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 届出書本文「第二部 ファンド情報」「3 投資リスク」「(1)ファンドのリスクと留意事項」および「4 手数料及び税金」に記載された内容について、投資者の理解を助けるため、当該事項を枠囲いして12ポイント以上で記載することがあります。
- (7) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (8) 目論見書の巻末に「用語集」を記載することがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (10) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (11) 目論見書の冒頭に、当ファンドに係るリスクおよび当ファンドに係る手数料等について

て、枠囲いし12ポイント以上で記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年11月25日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UT Eインフラ関連株式ファンドの平成20年10月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UT Eインフラ関連株式ファンドの平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月16日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

## 監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公 認 会 計 士	青 木 裕 晃	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	山 田 信 之	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成20年2月29日から平成20年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTインドインフラ関連株式ファンドの平成20年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。